

〔第2問〕（配点：50）

漫画家であるXとYは、甲を主人公とする漫画（以下「漫画α」という。）を共同で制作した。

漫画αのストーリーの大筋は二人が話し合っで決定し、Xが脚本形式の原稿を制作し、Yが原稿をネーム（注）に起こし、Xと協議してネームを確定させた。漫画αの作画については、甲を含む人物のイラストをXが、背景をYが担当して制作し、互いに意見を出し合いながら、適宜修正を加えつつ、完成させた。その後、漫画αは出版された。

以上の事実関係を前提にして、以下の設問に答えなさい。なお、著作権者人格権に関しては論じる必要はない。また、各設問はそれぞれ独立したものであり、相互に関係はないものとする。

（注）ネームとは、漫画を描く際のコマ割り、構図、セリフ、キャラクターの配置などを大まかに描いたものをいう。本件のネームでは、登場人物は○などの記号で特定されているだけで、イラスト化されていない。

〔設問1〕

大学Aの美術部に所属している学生Bは、美術部の企画に係る学園祭用の展示物として、甲の模型（以下「模型β」という。）を作成し、これを所有している。模型βは、漫画αに描かれた甲の特徴を忠実に再現しつつ、衣装やポーズに独自の工夫を凝らして制作されたものである。模型βは、学園祭の間、美術部の展示室に設置され、一般の観覧に供された。大学祭に来場していた玩具製造業者であるCは、模型βの出来栄に感銘を受け、Bから模型βの譲渡を受け、模型βを精巧に模倣したフィギュアを制作し、販売した。Cは、漫画αの存在を知らず、模型βをBの完全なオリジナル作品と思い込んでいた。

- (1) X、Yは、それぞれBに対して、著作権法上のような請求をすることができるか、論じなさい。
- (2) X、Yは、それぞれCに対して、著作権法上のような請求をすることができるか、論じなさい。

〔設問2〕

Dは、我が国を代表するアニメの制作・配信を行う会社である。DのプロデューサーであるEは、漫画αのアニメ映画（以下「映画γ」という。）の制作を企画し、XとYにアニメ化の許諾を求めた。Xは、漫画αの出版後十年ほどが経過しているため、アニメ化は漫画αの人気を浮上させるよいきっかけになると考え、アニメ化を了承したが、Yは、漫画αの出版後、Xとの関係が悪化していたことから、これ以上Xと関わりを持ちたくないと考え、アニメ化に反対した。Eは、Yに対し、Xからアニメ化の承諾を得たことを述べた上で、Yと何度も交渉を重ね、またYが反対の意向を示していることを考慮し、業界の相場を大幅に超える原作使用料を提示したが、Yは承諾しなかった。そこで、Eは、Xと相談の上、Yの承諾を得ないまま、映画γを制作した。

Yがインターネット上で映画γを配信しようとしているDに対して著作権侵害に基づく差止めを請求する場合、どのような主張をすべきか。Dはそれに対してどのような反論をすることが考えられるか。それぞれの主張の当否についても論じなさい。

〔設問3〕

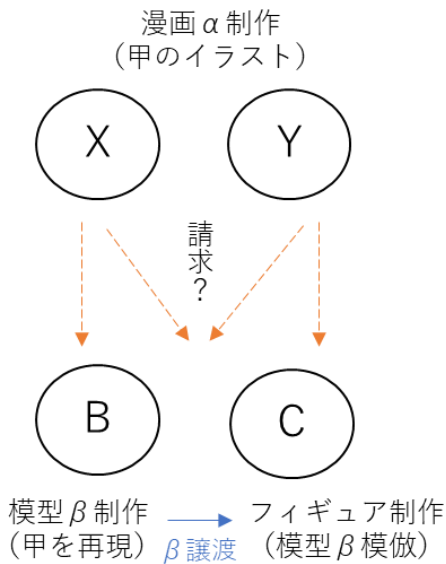
Fは、民間の漫画教室を主宰する者であり、インターネット上に開設したホームページで教室の宣伝を行って受講生を募集し、有料で作画の指導を行っている。Fは、漫画αの出版物を1冊購入し、そこから作画の練習に最適と思われるコマ絵を十数枚程度選び出してコピーし、当該コピーを用いてコマ絵を一つ一つスライドで映し出して、キャラクターや背景の描き方、構図、コマ割りなどの作画のポイント

トを詳細に説明し、また、コマ絵を4倍の大きさに拡大したコピーを受講生に配布し、コマ絵の模写を行わせ、生徒の模写の出来栄を評価するなどしている。

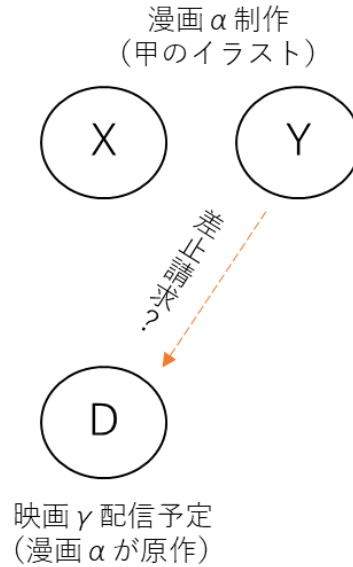
- (1) Fが漫画αのコマ絵のコピーを作成する行為、当該コピーを用いてコマ絵をスライドに映し出して受講生に見せる行為、漫画αのコマ絵の拡大コピーを受講生に配布する行為は、Xの著作権を侵害するかについて論じなさい。
- (2) Xが、Fに対して、Fの主宰する漫画教室において、受講生に漫画αのコマ絵の模写を行わせることに関して差止めを請求する場合、Xはどのような主張をすべきか。Fはそれに対してどのような反論をすることが考えられるか。それぞれの主張の当否についても論じなさい。

(法務省HPより引用 <https://www.moj.go.jp/content/001373070.pdf>)

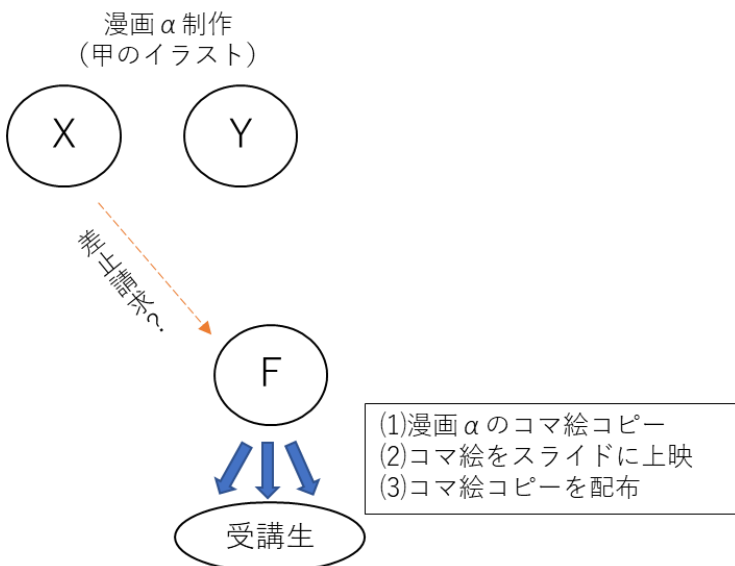
【設問1】



【設問2】



【設問3】



1 設問1 小問(1)

2 1 著作物性及び権利主体

3 甲のイラストは、美術の著作物（著作権法（以下「法」という。）10条1項4号）にあ
 4 たる。また、模型βは、漫画αに表現された甲のイラストに基づき作成されたものである
 5 が、衣装やポーズに独自の工夫を凝らしたうえで模型という表現方法に変更されている点
 6 で、新たな創作的表現が認められるから、甲のイラストを変形したものとして二次的著作
 7 物（法2条1項11号）にあたる。

8 また、Xは甲のイラストの制作者であるため著作者（法2条1項2号）にあたる。そし
 9 て、甲のイラストを含む漫画αは、XとYが、それぞれの役割分担は異なるが互いに意見
 10 を出し合いながら適宜修正を加えて完成させたもので、Yも創作的関与をした者として著
 11 作者にあると解すべきであり、全体としてまとまった内容を有し、分離して個別的に利
 12 用できないといえるから、甲のイラストも共同著作物（法2条1項12号）となる。

13 したがって、X及びYは、いずれも著作者にあたり、著作権及び著作者人格権を享有す
 14 る（法17条1項）。また、二次的著作物の原著作物の著作者たるX及びYは、二次的著
 15 作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する（法28条）。

16 2 差止及び損害賠償請求の成否

17 Bによる模型βの制作行為は、漫画αの変形権（法27条）侵害にあたり、模型βを譲
 18 渡する行為は、譲渡権（法28条、法26条の2第1項）侵害となる。

19 もともと、Bは、現在は模型βの制作をしておらず、模型βは既にCに譲渡してしまっ
 20 ているから、もはや上記権利侵害を理由とする差止めを請求することはできず、X及びY
 21 は、Bに対し損害賠償（民法709条）のみを請求できる。

22 小問(2)

23 1 差止請求の可否

物理的には甲のイラストは分離利用可能性があるともいえるが、分離利用可能性は規範的判断であり（中山241頁）、漫画αは全体としてまとまりのある内容で、分離利用可能性なしとした。

問題文の細かな事実関係にも気を配る。

学園祭でのBの展示行為についての検討の結果は、記述不要であると思われる。

Cは、甲のイラスト自体に直接依拠した訳ではないが、甲の表現上の本質的特徴が感得される二次的著作物である模型βに依拠し、原著作物である甲の表現上の特徴を忠実に再現した模型βを精巧に模倣したフィギュアを制作していることから、原著作物の著作者が有する二次的著作物の複製権（法28条、21条）侵害となる。また、同フィギュアを不特定人であるCへ販売する行為は譲渡権（法28条、26条2項第1項）侵害となる。

ここも、直接甲のイラストには依拠していないという問題文の事実を丁寧に使う。

したがって、X及びYは、それぞれ同フィギュアの製造販売の差止め及び在庫品の廃棄等を請求することができる（法112条1項、2項、117条1項）。

差止及び損害賠償請求は単独できることを条文を摘示しつつ指摘することも忘れずに。

2 損害賠償請求請求の可否

Cは、漫画αの存在を知らず、模型βをBのオリジナル作品と思い込んでいたが、Bから模型βを譲り受ける際、Bのオリジナル作品であるか否かを確認することは容易であり、玩具製造業者としてこれを確認すべきであったから、少なくとも過失が認められる。

ここも、問題文の事実を丁寧に使う。

よって、X及びYは、それぞれCに対し損害賠償請求ができる（民法709条、法117条1項）。

設問2

1 Yの主張

Yとしては、漫画αは、XとYが共同で創作した共同著作物であり、映画γは漫画αを「変形」させた二次的著作物であるところ、映画γをインターネットで配信する行為は公衆送信（法28条、23条1項）にあたり、共有著作権の行使にあたるから、XYの合意がなければ行使できない（法65条2項、法117条）と主張すべきである。

【過去問】
共有著作権の権利行使：H24

2 Dの反論

Dとしては、Xが許諾しているので、共有著作権行使の合意について、共有者は正当な理由がなければ合意の成立を妨げることができないところ（法65条3項）、Yによる承諾の拒絶には正当な理由がないから、差止請求は権利濫用であるとの反論が考えられる。

3 主張の当否

「正当な理由」の有無は、当該著作物の種類・性質、権利行使ができないことによる共有者の利益・不利益、利用の対価等の諸般の事情を考慮し、共有者の一方において権利行使ができない不利益を受けることを考慮しても、なお合意をしない共有者の利益を保護すべき事情があるかにより判断されるべきである。

本問の漫画αは出版後十年ほどが経過しているものであるが、時間が経過し人々の記憶から薄れつつある可能性が高いからこそ、映画化による再認知・再評価を受ける恩恵が大きい反面、映画化できない場合に被るXの不利益は決して小さくない。また、Eも、Yと何度も誠実に交渉を重ね、業界の相場を大幅に超える原作使用料を提示していることから、交渉過程や利用の対価も不当なものとはいえない。他方、Yは「これ以上Xと関わりを持ちたくない」という主観的かつ感情的な理由のみで合意を拒んでおり、共有者の一方において権利行使ができない不利益を受けることを考慮しても、なお合意をしない共有者の利益を保護すべき事情があるとは認められない。

よって、Yの承諾拒絶には「正当な理由」が認められないから、Dの反論が正当である。

なお、共有者の合意拒絶に正当な理由がない場合であっても、共有著作権の行使には、別途、合意の意思表示を求める訴え（民事執行法174条）提起する必要があるとする見解もあるが、迂遠であり、紛争の一回的解決の観点から、差止請求訴訟の審理の中で、正当な理由の有無について判断することができると解すべきである。

【参考】
東京地判平成12・
9・28（平成11
年（ワ）第7029
号）

争いのあるところ
であるが（中山280
頁、茶園65頁）、参
考答案は抗弁とし
て主張可とする有
力説によった。

設問3 小問(1)

Fが漫画αのコマ絵のコピーを作成する行為は複製権（法21条）侵害、当該コピーを用いてコマ絵をスライドに映し出して不特定多数の受講生に見せる行為は上映権（法22条）侵害、漫画αのコマ絵のまま拡大コピーして受講生に配布する行為は複製権（法21条）及び譲渡権（法26条の2第1項）侵害となる。

1 なお、Fの行為は、作画指導を目的とするものであるため、引用（法32条1項）や非
 2 享受利用（法30条の4）にあたらぬかも知れぬ問題となるが、コマ絵を十数枚にわたってコ
 3 ピーし、スライドに上映するとともに、4倍の大きさに拡大したコピーを配布する等の使
 4 用態様は、引用の目的上正当な範囲といえず、また表現された思想感情の享受を目的とし
 5 ないともいえないから、これらの著作権制限規定は適用されない。

「作画指導目的」という問題文から、制限規定にも一応触れておくことが望ましい。

6 小問(2)

7 1 Xの主張

8 Xとしては、物理的に模写という複製行為を行っているのは漫画教室の受講生であるが、
 9 当該漫画教室を主宰しているのはFであり、Fが受講生に模写を行わせているものとして、
 10 複製行為の主体はFであると主張することが考えられる。

【過去問】
 侵害主体性：
 H23、H29、
 R2

11 2 Fの反論

12 Fとしては、Fに指導を受けることを望む受講生が自らの意思で自主的に複製を行って
 13 いることから、Fは複製行為の主体になりえないとの反論をすることが考えられる。

14 3 主張の当否

15 複製行為の主体が誰であるかは、複製の対象・方法、複製への関与の内容・程度等の諸
 16 般の事情を考慮して判断すべきである。

最判平成23・1・
 20民集65巻1
 号399頁
 ロクラクII事件（百
 選第6版【82】）
 「枢要な行為」の用
 語が重要。

17 本問では、Fが漫画αを購入してコマ絵をコピーのうえ受講生に配布しており、模写に
 18 必要な題材や資料はFが全て用意している。また、受講生は添削を受けるためにFの指示
 19 に従って模写をするのであり、Fは受講生への指導を通じて受講料という利益も得てい
 20 ることなどから、Fは、単に複製を容易にするための環境を整備しているに留まらず、そ
 21 の管理・支配下において、受講生が模写を行うための枢要な行為をしているといえるか
 22 ら、Fが模写という複製行為の主体であると解すべきである。

知財高判令和3・
 3・18判時251
 9、73「音楽教室
 事件控訴審」に依拠
 して、Fの侵害主体
 性を否定する方向
 もあり得る。

23 したがって、Fの主張は妥当でなく、Xの主張が認められるべきである。 以上